情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

介護保険料の年金からの特別徴収について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号(電子計算機の外部結合)

(担当部課:健康部 介護保険課)

担当係 資格係 担当者 中村 内線(3722)

事業の概要

	D - 5 14 - 5 144000
事業名	介護保険料の年金からの特別徴収
担当課	健康部介護保険課
目的	介護保険法の定めにより、被保険者の利便性と市区町村の事務負担軽減を図るため
対象者	老齢もしくは退職、障害または遺族年金給付者で、年額18万円以上の年金給付がある介護保 険の第一号被保険者
事業内容	1 . 特別徴収の対象者に該当するかどうかの把握は、年金保険者(社会保険庁等)において毎年6回行われ、対象情報が区あてに送付される。 (1)年次処理(1回) ・4月把握(4月1日現在特別徴収対象者)された対象者は、10月から特別徴収が開始する。 (2)捕捉(追加)処理(5回) ・次のいずれかに該当するようになった人が、年度途中(6月把握・8月把握・10月把握・12月把握・2月把握・2月把握・0万対象情報が送付される。65歳到達者後、新たに年金の裁定をうけた人すでに年金をうけており、65歳に到達した人住所変更を行った特徴微収対象者 ・6月把握(4月2日~6月1日まで)は、12月開始となるが、区の判断で翌年4月開始としている。8月把握(6月2日~8月1日まで)は、翌年2月開始となるが、区の判断で翌年4月開始としている。・10月把握(8月2日~10月1日)は、翌年4月開始となる。・12月把握(10月2日~12月1日)は、翌年4月開始となる。2月把握(12月2日~翌年2月1日)は、翌年4月開始となる。・12月把握(10月2日~12月1日)は、翌年4月開始となる。2月把握(10月2日~3世2月1日)は、翌年4月開始となる。2月把握(10月2日~3世2月1日)は、翌年4月開始となる。2月把握(10月2日~3世2月1日)は、翌年4月開始となる。2月把握(10月2日~3世2月1日)は、翌年4月開始となる。5月把握(10月2日~3世2月1日)は、翌年4月開始となる。 5年金保険者は、特別徴収対象者の氏名・住所・年金種類等の受給者情報をそれぞれの把握時期に判定し、指定された期日までに区に情報を送付する。 3 区は、年金保険者は、特別徴収対象者に通知する。 5 年金保険者は、特別徴収額を徴収月の翌月10日までに区に納める。6 年金保険者は、特別徴収額を徴収月の翌月10日までに区に納める。6 区で特別徴収を中止する場合は、本人と年金保険者に通知する。(年金保険者は、通知日以降の特別徴収は行わない。) 年金保険者で中止する場合は、区に通知があり、その翌月以降は特別徴収を行わない。

件名 介護保険料特別徴収のための東京都国民健康保険団体連合会との外部結 合について

保有課(担当課)	健康部介護保険課
登録業務の名称	保険料の資格管理業務 保険料の収納管理業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者 介護保険被保険者で年金受給者 項目は、 レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、 特別徴収制度コード、作成年月日、基礎年金番号、年金コード、生年月日、 性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処 理結果、後期移管コード、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、共済年金証書記号番号
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	現在、区と社会保険庁と磁気媒体を介して、年金からの介護保険料の特別 徴収を行えるようデータの受け渡しをしていたが、平成20年4月より後期 高齢者医療制度導入に伴い、国民健康保険、後期高齢者医療についても年金 天引きによる保険料の特別徴収を可能となった。 そして、社会保険庁から特別徴収対象者情報等のデータの受け渡しの手段 として、東京都国民健康保険団体連合会と接続されているISDN回線を利 用したデータの伝送も可能となった。 そこで、迅速かつデータのセキュリティが確保できる伝送によるデータの 受け渡しを行いたいため。
結合の形態	ISDN回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成19年12月上旬から以降継続
情報保護対策	平成16年より介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。 (1) 国保連の受付け専用サーバと1対1で接続する。 (2) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。 (3) グループセキュリティサービスにより、専用回線と同等の安全性を確保する。 (4) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (5) システムについては、不正なアクセイスを防ぐファイアウォールを設ける。

- (6) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。
- (7) 「新宿区情報セキュリティ規則」を厳守する。

東京都国民健康保険団体連合会の講じている保護措置

- (1) 回線番号による所在チェックを行う。
- (2) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。
- (3) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。
- (4) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。
- (5)「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び 「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」 を厳守する。

付属資料1

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について

特別徴収についての市町村事務の流れについて(概要)

- 1. 年金保険者から経由機関(国保中央会、国保連合会)を通じ、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している者のデータが各市町村へ送付される。
- 2. 各市町村では、介護、国保及び後期高齢のそれぞれの管理する被保険者 データと年金保険者からのデータを突合し、データが合致した者を特別徴 収対象者候補として抽出する。なお、国保においては、別途、世帯構成に ついての判定を行う必要がある。
- 3. 特別徴収対象者候補について、それぞれ保険料(税)の徴収額(年金支払時に特別徴収する金額)を算定する。
- 4. 介護と国保、又は介護と後期高齢の保険料(税)の合算額が、年金額の 1/2を超えないかどうかのチェックをする。
- 5. 上記 4 のチェックにおいて 1 / 2 を超えない者を特別徴収対象者として決定し、特別徴収対象者情報を作成の上、経由機関(国保連合会、国保中央会)を通じ、年金保険者に通知する。

保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)案

